

若手研究者学術研究助成規程

第1条 趣旨

本規程は、定款第4条に基づきに行う若手研究者学術研究助成（英文名：Integrative Medicine Japan Young Investigator Research Fund）（以下「研究助成」という）について定める。

第2条 目的

研究助成は、未来を担う若手研究者による独創的で先駆的な研究の試みを支援し、学術研究の量的質的向上に寄与するとともに、研究意欲のある若手研究者の学会入会へのモチベーションとなることを目的とする。

第3条 対象

1. 本学会会員であり、会員歴3年以上のもの。
2. 本学会認定制度における、認定医、認定師、認定協働師のいずれかとして認定されているもの。
3. 日本国内に在住在勤するもの。
4. 応募時において40歳以下のもの。
5. 団体においては、主たる研究者が上記1.～4.を満たしていること。
6. 研究助成対象者・団体は2年毎原則1名・団体とする。

第4条 資金

研究助成の資金は、会員から寄付を募る。不足分は学会会計から補填する。

第5条 選考

研究助成に関する選考は、別に定める「若手研究者学術研究助成選考規程」による。

第6条 内容

1. 研究助成の金額は、1年につき25万円を上限とし、申請内容により決定する。
2. 研究助成の期間は2年間とする。
3. 研究助成対象者・団体は、学術総会においてその業績について受賞講演をおこない、かつ、日本統合医療学会誌に受賞業績に関する総説を投稿する。なお、この投稿に関する掲載料は免除する。
4. 研究助成対象者・団体の要請があるとき、本学会は共同研究者を推薦する。

第7条 変更

本規程の変更は理事会の議を経たのち、総会にて報告するものとする。

附則

この規程は2024年9月16日より施行する。